

合併の方式は「上越市への編入」 合併の期日は「平成17年1月1日」に



第2回、第3回協議会では、「合併の方式」、「合併の期日」といった基本的な事項が決定され、14市町村による合併に向けての第一歩を踏み出しました。

上越地域法定合併協議会準備会を経て現在の協議会に至るまでの間、時間を掛け、手順を踏んで積み重ねてきた取組みが、具体的な姿になりつつあります。

今後も、14市町村の力を結集しながら、将来にわたり安心した暮らしを築けるような合併を目指し、取組みを続けていきます。

第2回 第3回 上越地域合併協議会の概要

10月30日に第2回協議会が、また、11月26日に第3回協議会が、上越市厚生南会館を会場に開催されました。

「協議会だより第1号」でお伝えした21の協議事項のうち、第3回協議会までに、「合併の方式」、「新市の事務所の位置」、「合併の期日」の3つが決定されました。また、住民サービスを始めとする約2800件の事務事業の半数について、その取扱いが決定されました。これらの決定事項は、「合併協定書」に記載されることとなります。そこで今回は、これらの決定事項や、現在、協議会に提案されている4つの協議事項をお知らせするとともに、協議の内容や進め方をQ&Aでお伝えします。

第2回協議会での決定事項

- 合併の方式：
「合併の方式は上越市への編入とする。」
- 新市の事務所の位置：
「新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とし、現在の各町村に支所を置くこととする。」

第3回協議会での決定事項

- 合併の期日：
「合併の期日は平成17年1月1日とする。」
- 各種事務事業の取扱い(その1)：
「別冊※『事務事業一覧(その1)』の1,294件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。」

現在、協議会に提案されている協議事項 (合併協定書に記載する文の案です。)

- 一般職の職員の身分の取扱い
1 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。
2 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。
(1) 任用：組織に応じた職制の整理を実施することとする。
(2) 給与：合併時における現給保障を原則とする。
(3) 配置：組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。
- 3 特別職の職員(三役を除く。)の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。
- 一部事務組合等の取扱い
1 構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。
2 構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。
ただし、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。
- 慣行の取扱い
市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。
市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。
上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。
- 各種事務事業の取扱い(その2)
別冊※「事務事業一覧(その2)」1ページ及び2ページの163件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。
別冊※「事務事業一覧(その2)」3ページの4件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

※各種事務事業の取扱いの「別冊」については、各市町村の合併担当窓口または協議会事務局でご覧になれます。また、お問い合わせをいただければお送りします。